

畑作物（雑穀）の緊急時モニタリング実施要領

1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「事故」という。）に伴う放射性物質対策として、本県産畑作物（雑穀）の安全性を確保するため、緊急時モニタリング（以下「モニタリング」という。）を実施する。

2 モニタリングの概要

- (1) 県は、生産者、市町村、農業協同組合等の関係者にモニタリングの趣旨や内容を周知し、協力を得ながら行う。また、作付面積や出荷時期等を把握し、検体採取計画を策定した上で計画的にモニタリングを実施する。
- (2) モニタリングは、生産状況や前年度までのモニタリング結果に応じて、地域区分ごとに実施する。
- (3) 検査時期は、出荷・販売前とし、県はモニタリング結果の公表前において、無償譲渡を含めた出荷・販売・譲渡及び贈答の自粛（以下「出荷自粛」という。）を要請する。
- (4) 品目ごと、地域区分ごとに出荷自粛の要請が解除されたものはその後のモニタリングを要しない（高い放射性セシウムが検出された場合を除く）。

3 モニタリングの方法

(1) 検査機関

福島県農業総合センター（以下「農業総合センター」という。）

(2) 品目

- ア 原則として、食用として出荷・販売・譲渡及び贈答する生産者の雑穀（小豆・ダツタンソバ・アワ・キビ・ヒエ・ハトムギ・アマランサス・食用ソルガム・ライ麦・キヌア・その他農林水産部長が認める品目）とする。
- イ 地域区分ごとに、事故後初めて出荷する品目をモニタリングの対象とする。

(3) 検査部位

- ア 小豆
豆とする。
- イ ライ麦
玄麦とする。
- ウ ダツタンソバ・アワ・キビ・ヒエ・ハトムギ・アマランサス・食用ソルガム・キヌア
脱穀した種子とする。

(4) 地域区分

市町村（令和5年4月1日時点）、または旧市町村（昭和25年2月1日時点）を単位とする地域において以下の区分により検査を行う。

- ア 一般地域
「イ 避難指示等区域」を除いた地域。

イ 避難指示等区域

過去に避難指示等区域に指定されたことにより営農が制限されていた地域（特定復興再生拠点区域を含む）。

(5) 検査の区域単位と頻度

以下の考え方のおりとする。ただし、過去にモニタリングを実施して、検査実績のある品目、区域単位はモニタリングを要しない（4の（3）に基づき検査を実施する場合を除く）。

ア 一般地域

市町村ごとに1点を目安。

イ 避難指示等区域

旧市町村単位に、生産者ごとに1点を目安。

(6) 検査の強化

検査結果で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された場合、4の（2）に定めるところにより、必要に応じて検査頻度を強化し、検査を継続する。

4 検査結果への対応

(1) 検査結果の公表と出荷自粛の解除

ア モニタリング結果は、県が公表する。検査結果が判明次第、県水田畑作課は報道機関等へ検査結果を情報提供し、県環境保全農業課が関係機関・団体に通知する。

イ 全ての検査結果が基準値を下回った場合、地域ごとに出荷・販売が可能となる。

(2) 高い放射性セシウムが検出された場合の対応

ア 50Bq/kg 超、基準値以下の場合

「畑作物（麦、大豆、玄そば）の緊急時モニタリング実施要領」の4の（2）の
アに準じて対応する。

イ 基準値を超過した場合

「畑作物（麦、大豆、玄そば）の緊急時モニタリング実施要領」の4の（2）の
イに準じて対応する。

(3) 高い放射性セシウムが検出された地域における次年度の検査点数

別表1に基づき、次年度の検査を実施する。

5 正確なモニタリングを実施するための留意事項

「畑作物（麦、大豆、玄そば）の緊急時モニタリング実施要領」の別紙「畑作物（麦、大豆、玄そば）のモニタリングの進め方について」に準じて実施する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、モニタリングの実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月16日から施行し、令和5年産の検査から適用する。

別表 1 50Bq/kg 超～基準値 100Bq/kg 以下を検出した地域における次年度以降の検査点数

1 一般地域

品目別 検査点数	1年目	2年目 (※1)
	市町村	市町村
雑穀	市町村ごとに3点を目安	市町村ごとに1点を目安

2 避難指示等区域

品目別 検査点数	1年目	2年目 (※1)	3年目 (※1)
	該当する旧市町村	該当する旧市町村	該当する旧市町村
雑穀	生産者ごとに1点を目安 (※2)	旧市町村ごとに3点を目安	旧市町村ごとに1点を目安

※1 前年度に50Bq/kg 超～基準値（100Bq/kg）以下の検出、または基準値超過がなかった場合

※2 「生産者ごとに1点を目安」の区分で検査する場合の生産者とは、収穫時点において、JAや農産物直売所等との播種前契約または出荷契約に関する書類等により出荷の意思が確認できた生産者とする。

3 100Bq/kg超を検出した地域における次年度以降の検査点数

該当地域の次年度の検査点数については、水田畑作課と協議の上、別途決定する。